

入札参加業者 様

京丹後市財務部入札契約課

工事費内訳書調査の厳格化について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を中心に、密接に関連する「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「建設業法」も一体として改正が行われており、ダンピング対策の強化策の一つとして、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において、建設業者には入札の際に入札金額の内訳書を提出すること、発注機関には提出された内訳書の確認を行うことの規定が新設されました。入札書と合わせて提出する「内訳書」は、適正な価格で入札を行う根拠資料として重要な書類です。内訳書は、入札書と同様に発注機関で有効と判断されなければ、その提出した入札書は「無効」となります。

すでに京丹後市では、すべての建設工事の入札において内訳書の提出を求めています。内訳書の取り扱いについて、平成 27 年 4 月 1 日以降に開札を行う入札案件から下記のとおり改正を行いますのでご注意ください。

記

1. 内訳書の作成について

- ・ 内訳書の作成については、入札案件毎に必要とする範囲を指定します。なお、内訳書の様式は「任意」としますが、作成を必要とする範囲に指定されている項目に一致させて作成してください。また、表紙には工事番号、工事名及び商号名を必ず記載してください。
- ・ 内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）は、入札書に記載する金額と必ず一致するように作成してください。
- ・ 上記により作成した内訳書に相違があった場合は、その者が提出した入札書は「無効」となりますのでご注意ください。

2. 内訳書の調査対象について

- ・ 内訳書の調査は、落札候補者に対して重点的に行います。

3. 内訳書の再提出について

- ・ 内訳書は、提出後も入札書とは異なり、再度提出することができます。
- ・ 再提出は、事前に入札契約課へ申出を行い、入札契約課が指示する日時までに、紙による持参により提出してください。

入札書を提出する前に確認をお願いします

- ① 表紙に工事番号、工事名及び商号名が正しく記載されているか
- ② 「入札書記載金額」＝「内訳書の合計金額」となっているか
- ③ 内訳書の作成範囲に指定されている項目と一致しているか
- ④ 附帯工等がある場合は、すべての内訳書が作成されているか
- ⑤ 入札を行うにあたり、対象工事の内訳書が正しく添付されているか